

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会災害見舞金等支給規程

昭和59年12月1日  
規程第7号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が災害による被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## (支給対象)

第2条 市民が、次の各号の一に該当するときは、当該市民又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災によって現に居住する住家に被害を受けたとき。
- (2) 火災によって死亡したとき。
- (3) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき。

## (支給額)

第3条 見舞金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 住家の全焼1世帯 20,000円
- (2) 住家の半焼1世帯 10,000円
- (3) 住家の消火水損1世帯 5,000円
- (4) 死亡1人 10,000円

## (受給資格)

第4条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市の住民基本台帳に記載されていないなければならない。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市の住民基本台帳に記載されている死亡者と同居していた親族又は葬祭を行う者とする。

## (支給の制限)

第5条 見舞金等は、支給の原因となった災害について、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助が適用される場合は、これを支給しない。ただし、事情により会長が特に必要と認めたときは支給することができる。

## (見舞金等の返還)

第6条 災害の原因が被害を受けた者の故意又は重大な過失によるものであるときは、見舞金等を支給せず、又は既に支給した見舞金等については返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

## (委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和59年12月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。